

(第2期)

第1回松本市子どもにやさしいまちづくり委員会会議録

平成27年9月29日(火)

午後1時30分～4時00分

松本市役所 議員協議会室

出席委員11名(欠席委員4名)

荒牧委員、豊嶋委員、西森委員、森本委員、西口委員、小口委員

平塚委員、笠原委員、黒田委員、若狭委員、神津委員

【課長】 皆さん、こんにちは、今期の第1回目となります「子どもにやさしいまちづくり委員会」を始めます。私は、本日の進行を務めます子ども育成課長の山口洋明と申します。

松本市子どもにやさしいまちづくり委員の皆様への委嘱状交付式は省略します。委嘱状は、皆さんの机の上に置きましたので、ご確認ください。任期は2年で、本日から平成29年9月28日までです。

また、松本市の会議全般につきましては、原則公開となっておりますので、この委員会の会議録につきましては、発言者名は伏せますが、松本市のホームページに公開しますのでご了承ください。

本日は、4人の委員から欠席の連絡が入っていて、出席者数11名ということになります。これは、子どもの権利に関する条例の施行規則の第16条に定める会議の成立要件を満たしております。

それでは、まず初めに、麻原こども部長からご挨拶申し上げます。

【部長】 皆さん、こんにちは、こども部長の麻原恒太郎です。本日はありがとうございます。本来ならば市長がご挨拶申し上げるべきところですが、私から申し上げます。

この委員会の設置根拠ですが、一昨年から施行いたしております「松本市子どもの権利に関する条例」の第23条です。そして委員の皆さんの職務ですが、松本市が推進しています「子どもにやさしいまちづくり」の施策の実施状況の検証や調査及び審議をしていただくことです。

本日は、第2期の初会議となります。第1期では、荒牧会長のもと、15回の委員会を開催しております。また、本日の会議ですが、お手元の会議次第のとおり、会長及び副会長の選出をしてから、経過報告3件と協議事項2件の審議をお願いいたします。以上です。よろしくお願いいたします。

【司会】 それでは、委員の皆さんと事務局の自己紹介をお願いします。委員の皆さんから、名簿の順番でお願いします。

《委員、事務局 自己紹介》

【司会】 次は会長、副会長の選出です。条例施行規則第15条によりまして、互選で選出することになっていますが、いかがいたしましょうか。

【委員】 事務局で案があればお願いします。

【司会】 事務局案でという意見があったので申しあげます。会長は、荒牧重人委員、副会長は、森本遼委員を推薦します。いかがでしょうか。

【委員】 異議なし。

【司会】 それでは、荒牧会長、森本副会長を選任します。会長、副会長、一言お願いします。

【会長】 よろしく申し上げます。この委員会は、条例に基づく子ども施策を推進するとともに、検証していくためのものです。この検証するということは、新たなチャレンジとして、皆さんとともに、「子どもにやさしいまち松本」をどうやって作っていけばよいのか、ただ、松本市だけで出来ることとそうでないものがあります。皆さんが安全保障の問題をどう考えるかということは、色々あるかもしれませんが、国際的に子どもの権利に取り組まれたのは、再び子どもを戦争や紛争の犠牲者にしてはならないということからです。

人類は、子どもに最善のものを与える義務を負う。その一番大元が、再び戦争や紛争の犠牲者にしてはならないということから始まったということを、改めて基本に置きながら進めていきたい。

この委員会では、皆「さん付け」です。「条例づくりに関わった」あるいは「1期もやった」というと、思いや認識に差があると思う。しかし、そういう差というのは、大した差ではなくて、子どものことを、考えたり思ったりする気持ちに差はないので、わからないことは、勝手にわかったようにして進めないで、普通に言って下さい。

事前に「子どもにやさしいまちづくり推進計画」を読んだと思うが、それぞれに、「この委員が言ったから、この項目が入った。」というのがある。決してきれいではない。もっときれいに作ろうと思えば出来たが、そうすると委員の思いとか事務局の思いとかが入らない。そういうものを、第2期はこの計画を推進すると同時に、この計画がどこまできちんとやれているのかをみていくときに、皆の思いや取り組みが、大いに反映されるべきだと思うので、遠慮なく発言してください。2年間はあっという間ですがよろしくお願いします。

【副会長】 今期からなので、これまでの条例や第1期の取り組みは資料を見ただけでまだ何もわかっていないが、勉強しながら自分の考えを発言していきたい。2年間よろしくお願いします。

【司会】 それでは会議事項に入ります。条例の施行規則の16条で、会長が議長と決まっているので、議事進行をお願いします。

【会長】 まず、条例や委員会について経過報告をしてもらいますが、これまで関わった委員からも補足をしてください。それから協議事項に入ります。

《事務局から説明》

【会長】 条例について、この委員会について、補足の確認をします。

条例を作るにあたってこだわったところは「すべて」ということです。松本市に関わる、「すべての子ども」にこだわりました。それから「子どもにやさしい」は、ユニセフの「子どもにやさしいまち」を念頭に置いています。ユニセフは、国連子どもの権利条約を実現することを基本的な任務にして、世界中で活動しています。そのユニセフが、子どもにやさしいまちというのは、子どもの権利というものを実現するまちだとしています。

なぜ子どもの権利にこだわっているかという、「子どもは未来の担い手」と言われます。でも、今を担っているところもある。単に未来を担うだけでなく、今を生きていて、担っている存在です。子どもとは保護の対象であったのが、子ども自身も人格があり尊厳がある主体的存在だとしたのが、子どもの権利条約である。そういう子ども観を持っています。

それから、子どもは社会の宝だという。全くその通りだが、一方で、社会の宝に留めるのは不十分で、まさに家庭や学校、地域、この松本を構成する一員なわけです。

その一員に相応しい役割が家庭の中に、あるいは学校の中に、あるいは地域の中で子どもたちに与えられているかどうか、そのことが、子どもの参加、参画ということにつながります。

ユニセフが言う子どもにやさしいまち、あるいは子どもの権利条約における国際理解の中で、非常に重視しているのが、子どもの意見の尊重です。子どもの意見の尊重、参画です。この意見というのは、言葉とか文字ではなく、意思とかそういう広い意味合いを持っているもので、そういう国際的な動向を松本市が踏まえて、子どもにやさしいまちということを言っています。

と同時に、あえて「まちづくり」としました。今まで、まちづくりというのは、道路とか建物をどうするとかいうことだったけど、子どもが育つまち、まち全体で子どもを育てるということです。

まち全体が子どもの遊び場であるし、子どもの学ぶ場であるし、子どもの活動の場である。そういうまちにしていこうということです。

家庭がだめだとか、学校がもっとしっかりしろとか、地域が何とかではなくて、まず、まち全体で子どもの育ちを支えていこうということ。そういう考え方を持っています。

子どもにやさしいまちということを打ち出した条例は、それなりにあるが、松本市のように本格的に、こういうまちを目指すのだということを合意して具体化していこうとする条例の方向性、は非常に先駆的です。先駆的であるということは、私たちがいろいろなことでチャレンジしなければいけないし、どこかにモデルを探せばよいということでもない。

これは、国際的にみても、非常に意味のあるものです。

ヨーロッパネットワークの人が強調しているのは、子どもにやさしいまちというのは、すべての人にやさしいまちであるということです。子どもだけにやさしいということは考えられない。ただ、子どもを基本において考えていくということが、いかにまちづくりにおいて重要かということを強調しているのです。

先ほどから、松本市の条例は、総合的な条例と言っています。その意味合いというのは、先ほどの基本的な考えを示しています。と同時に、その考え方を実現すべく、市や市民、関係機関の役割を明示するとともに、連携ということです。

こういう条例は、行政あるいは議会が作れば済むというものではありません。市民も関係機関もそれぞれの役目を果たすことが求められています。

さらに、総合的というのは、施策で色々すればよいということではなくて、この条例では子どもの参

加や、子どもの救済の仕組みというものを定めています。

これも総合条例に欠かせない要素です。と同時に、この条例を推進するために、計画を作る。と同時に、その計画をどこまで実施しているかということを検証します。

条例だけを見たらまだ不十分なところがあります。

しかし、それを計画によって、更に推進して行きます。計画だって充分じゃない。計画がどこまで実施されているかということ、検証しながらさらに条例の中身というものを、具体化していくというサイクルを取れるようにしていく。そういうことが総合的ということです。

4 ページを見てください。この計画や委員会の役割について先ほど事務局から説明がありました。この計画は法によって作らないといけない計画です。そういう計画においても、必ず市は、推進するために、PDCA という考え方のもとに、どこまで事業が進展しているかということ、自己評価します。Plan-Do-Check-Action というサイクルで、自己評価します。もともと PDCA というサイクルは、国も、どの自治体もやりますが、これは人と物とお金をいかに効率よく使うかということから始まりました。

ところが、行政というのは必ずしも通常の企業のように効率、能率ということで効かない部分を担うところがあります。にもかかわらず、こういうことでやっていかなければいけないということになります。

ですから、この PDCA のサイクルには大体数値目標があります。そのチェックはほとんどが行政の自己評価になります。これを否定するつもりはありません。すごく重要なことです。

でも、この条例に基づく、子どもにやさしいまちづくり委員会は、第三者的な機能を果たしています。しかも、その第三者的機能が、いわゆる専門家や子どもに関わる人たちがその第三者、そして、関わるということが非常に重要です。

それから二つ目に、市の施策って、何でも子育て施策です。子育て施策は、子どもにどう届いているかというところまで見ていかなければ、単に「産めよ増やせよ政策」で終わってしまいます。そういう意味で、子どもにどうやって届いているのかというのを、大人の視点からではなくて、子どもの視点からもう1回ちゃんと見ていくというのが、子どもの権利の視点には不可欠なのです。

子どもの側から見ていく。子どもを主体にしてみいく。これは私たちが非常に弱いところです。大体大人の視点で判断し、子どもは「こうだろう」と思ってしまいます。

手法として、第三者評価というものは、通常評価項目を決めてA、B、Cとするものだが、この委員会はそういうことはしません。子どもの権利にどこまで貢献しているかということを基本にやっていくが、実際に、行政や市民や関係機関の取り組みの成果というものを、ベースにします。課題が先です。どこまでちゃんと、どういうふうに行われているのかということ、基本に置きながら、お互いにそれを見出ししていく。共有しながら進めて行く。対話的な手法でやる。行政を一方的に告発するというのは、この委員会の役割ではありません。

それぞれがお互いに出来ている部分を確認しながら、対話的な手法でその成果や課題というものを見出し確認していく。と同時に、子どもを含む市民参加でやっていきます。

この委員会の開催を昼間やるということに対しては、意見があるかもしれません。市民が参加できるのは夜だから、夜開催しろとかあるかもしれない。委員会の開催の仕方も工夫するとともに、内容的に市民参加でやっていく。当然、この委員会である程度確認がされたものについては、子どもを含む市民の意見を聴いていく。

ですから、事務局が大変苦労してこの計画の子ども版を作って、子どものところまで出かけて行って、

子どもたちに意見を聴いています。

そういうふうにして、結局子どもたちの意見を聴くということは、子どもと一定の関係を作らないと、いきなり行っても意見を聴くことは出来ないし、子どもたちが、ほっとして安心できる場でないと、子どもたちが本音を言えない。そういう状況を作りながら、子どもたちの意見を入れて作った。

推進、検証においてもそういうふうにしていく。そういう委員会である。これは、言葉でいうのは簡単ですが、実際は非常に難しい。こういう形でやっているところはそんなに多くない。

多くは行政が PDCA のサイクルで自己評価したものを、委員会に掛けて、少し意見をもらって報告書にします。それをこの委員会は、それぞれの皆さんの専門性や子どもに関わる部分や子どもにかける思いなどを反映させながら、やっていく委員会です。

この委員会の進め方自体がチャレンジです。わかってやっている人はいません。僕もわかっていないので、皆さんと一緒に作り上げていきたい。

そのことが、当然、全国的にも影響するし、国際的にも影響を及ぼすことになっていきます。

そういう意味でこの委員会は、具体的に対話的な手法で、それぞれの皆さんの持ち味を生かしていきながら、どこまで推進したのか見ていきます。

前回、第1期の終わりのところで、子どもの権利の普及と学習に関わる計画をどう推進するのかという話をしました。

今日は、子どもの権利擁護委員にもきてもらったし、各関係機関や部署の人にもきてもらったので、子どもの相談、救済について、この施策の方向3をどう進めるかの議論をし、次回は子どもの参加、更に居場所というように、今年度はどう進めて行くのかということを検討します。

次年度から少しずつ、実際にどう進められているのか検証していきます。

そのやり方については、皆さんと検討し、子どもたちの声をどういうふうに聴くのかも検討します。

事務局とも協力しながら、皆で進め方も含めて大いに議論をしてください。

それでは協議事項に移ります。施策の方向3について、先ほど事務局から話がありました。具体的にどういう事業を行っているのか、新規事業もあります。

相談救済については、追加資料と一緒にどういう事業かできていますので、それを踏まえながら、実施のあり方について議論をお願いします。

《事務局、子どもの権利擁護委員、子どもの権利相談室長 説明》

《人権・男女共生課 説明》

《こども福祉課 説明》

《保育課 説明》

《学校指導課 説明》

【会長】 それでは、今回の行動計画においても、「こころの鈴」をどんなふうに運営していくかが一つの柱なので、それがひとつともう一つは、子どもに関する他の相談と、最後に学校教育について議論を進めます。

最初に、「こころの鈴」にかかわっての質問、意見はありますか？

擁護委員さん、取り組んでみて、どの辺が進展していて、この辺はもう少し強化すべきだということはあるですか？感じていることで結構です。

【擁護委員】 はい、相談件数の推移を見るとわかりますが、25年、26年、173人、今年は4か月ですでに106人、この2年間に比べると、非常に多くなりました。調査相談員がカードを配り、PRした結果だと思います。

調査相談員が、月に4回ケース検討をやって、全件ディスカッションします。みな個性がありますから、それぞれ自分の意見を言って、それが非常良い研修になっています。

1点残念なのは、大人からの相談が多く、私としては、本当は子どもから直接相談を受けたいと思っています。県の支援センターは、75%が子どもからの相談です。

「こころの鈴」はそのあたりがちょっと弱いと思います。努力はしています。全部の小中学校を訪問し、カードを配っています。高校も訪問していますので、もっと数字は良くなると思います。暖かく見守ってください。

【室長】 どういうふうに救済というか調整をしていくかという、擁護委員や相談員と相談して決めていきます。今現在、学校に対しての調整活動は、比較的上手くいっています。学校指導課の課長にも意見をもらいながら、学校にお願いしています。ただ、当事者同士の調整活動は、まだ出来ていません。

【擁護委員】 あと、なかなか人権救済申し立てが出来ないけれど、悩んでいるケースがありまして、この制度は、権利擁護委員が申し立てを受けないで動くことが出来るので、先月1件発意して調査をしています。次回には報告できます。申し立てをすると、施設の中の人権侵害事件は、もっとひどい侵害が起こってしまう恐れがあるから、保護者も子どもも言えなくなるわけです。それをこちらが積極的に取り上げて調査し、措置することもできるので、何とかこの制度を使って解決したいと思っています。

この制度は割とフットワーク軽く出来る制度なので、上手く活用したいと思っています。

【会長】 委員さん、どうぞ

【委員】 いまの救済について、学校にお願いしているといいましたが、学校の先生とか学校に相談できないから、こういうところに来る人が多いのではないですか。もし、学校で充実していたら、そちらに行かないのではないのでしょうか。ケースによるとは思いますが。

それで、学校の方はどういう対応をしているのでしょうか。学校も言われて困ることもあるのではないですか。具体的な例がないので何とも言えませんが。

【擁護委員】 具体的な内容は言えませんが、すぐに学校へ上げるのではなく、保護者や子どもから十分話を聴いて、これはどうしても学校との調整が必要だという時に、子どもや保護者の了解を得ながら、希望を聴きながら学校と接触をします。接触の仕方いろいろな工夫があって、子どもの名前は言わないで接触します。

一昨年あった例は、まず学校に話に行くときに、上手く話にのってくれる先生のところに行き、情報をとって、慎重に行きました。

ただ、我々が行って率直に話をすると、学校も理解してくれて、子どもの具体的な状況を、初めて学校側が知ることによって、関係調整出来たケースがあります。ご心配なことはよくわかっていますので、

そこは慎重にやっています。

【委員】 相談内容にもよると思いますが、短い期間で調整出来て、解決というか相談した子どもや保護者が納得して、「相談してよかった」となる時と、長期にわたる時がある。学校関係で長期にわたってしまう場合は、学校の先生が替わってしまったりする。そういう時はどうするのか？

【擁護委員】 これまでに関わったもので、長期のケースはありません。

【委員】 では、割合早くきちんと上手い方向に行くってことですか。

【室長】 そうですね、たとえば7月に相談の第1報が入って、学校とも調整しながら、9月中旬には終わったということもあります。それは、やはり、保護者も子どもも、なるべく早い解決を願うこともあったので、私たちも出来る限りそれに合わせるように努力しました。

【委員】 例えば、子どもが、保護者とか自分の父親や母親に全く相談せず直接そちらへ行くケースはありますか？

【擁護委員、室長】 あります。

【委員】 親に知られたくないってことですね。

【擁護委員、室長】 そうですね。

【室長】 基本は、伝えるときは伝えて良いか、何を伝えて良いかということを、本人に必ず確認します。特に中学生、小学校高学年以上は、そういう確認をしてから、親にも、出来る限り伝えることは、子どもの同意を得てから伝えます。

【擁護委員】 この制度は子どもの同意を得ながら動いていく。相手に接触するのが良いかどうか、子ども自身に考えてもらう。そうしています。

【委員】 ありがとうございました

【委員】 いじめ防止のための指針の11ページに、いじめ対策協議会の設置に「こころの鈴」をメインにして連携が謳われているのは素晴らしいと思いました。すでに連携がはじまっていると聞いて、頑張っているのだと感じました。

2点目は、直接事例について詳しいことは言えないと思いますが、解決に至った子ども自身の声を、どういう問題であったかは別として、「解決してどうだったか」「こころの鈴を頼ってどうだったか」というような子どもの意見を、この会議で聴かせてほしい。

【擁護委員】 いじめ防止対策の取り組みについては、この前の検討委員会でいじめに特化した相談窓口を作っても意味がないというか、せっかく「こころの鈴」があるのだから、すべての相談が集まるようにして、その中でいじめについては、取り組みの方に回していくというシステムにすることを入れてもらった。「こころの鈴」を何とか自立させて、子どもたちの声を吸い上げて、あとは専門に振っていく、というようにしていきたい。

【会長】 各学校を回っているというのは、子どもたちに直接説明しているのですか？たとえば、宗像市が、作ってから2～3年でもう周知率が8割とか9割になっているのは、直接、擁護員や相談員が、なにかの行事の時などに「15分ください」と言って、仕組みについて説明できているからです。

子どもたちからの相談を増やすためには、子どもたちが知ることと、この仕組みをわかることが決定的に重大です。ぜひ、校長会でも機会を設けるようにお願いします。

学校がどんなに努力しても、学校の先生には言わない子どもたちが沢山います。自分の子ども時代を考えても言わないです。そういう時に、子どもの声をちゃんと受け止めてくれる第三者がいる「こころの鈴」があって、しかも、子どもにとって最も良い解決方法で動いてくれる機関を子どもたちが知ることが、学校にとっても良い制度だと我々は思っています。

そうすると保護者も、どんな仕組みかということを知って、子どもたちに何かあったら、ということになってくると、基本的には、調整の活動なので、一方的に学校を非難するわけではない。

一方的にどこかを非難するということとはしない、それは子どもにとって良い解決にはならないから、子どもの思いとか願いをちゃんと受け止めながら動いている。

ただ、これが単なる相談活動と違うのは、調整活動はソーシャルワーカーもやる、違うのは、調査をしたり勧告をしたり出来ることです。そういうのを背景にしながらやれている。

自己発意で動ける。更に、いろいろなケースの背景である制度の問題とか施策の問題があったら、そのことをこういうふうに改善すべきだと提言できる。

だから擁護員としては大変です。どういうふうに調整するかということをスーパーバイズしながらも、一方で常に、こういう問題がくると、背景にあるものは何かということを常に意識しながら施策とか制度の問題を提言するというのが、擁護委員の役割なので、擁護委員は労が多くてやること多くて、すごく時間を取る割に待遇は非常に良くない。そんな状況の中で成り立っている制度です。

この制度を持っているところは、まだ30に満たない。松本の場合は、県も作ったので、両方が協力しながら動けるという点も、県の管轄ということも、松本が協力しながら動けることも非常に持っている意味があります。

だから、子どもたちに直接知ってもらう、そのためには、子どもたちに働きかけるとともに、保護者とか教職員とか関係機関の人たちにも、知ってもらうことが必要です。

あるところで、3年かけて実態を調査したら、市の関係機関がそういう第三者機関に、ここでいう「こころの鈴」に繋ごうとしない、それが非常に大きな問題で、自分のところに来たら自分のところで、となって終わってしまっていて、「子どものことで動ける」ここなのです。「こころの鈴」なので、ここが基本になるためにはどうしたら良いか、皆で考えていきましょう、というのがこの計画のひとつの大きな柱です。

ちなみに、学校にとっては、「こころの鈴」の存在はどうですか？

【委員】 市内各小学校へお出かけいただいて、カードを子どもたちあて一枚ずつ配るようになさっていて、各担任の方から子どもたちへ配って読ませるようになっているのが現状です。

子どもたちに配る時に、担任から子どもたちに、こういう相談できる場所があるから、もし何か困ったことがあったら、電話しても相談しても良いのだよ、と申し添えるようになっていますが、言ってみれば、周知するのが精一杯という現状ではないでしょうか。

【会長】 依頼される配付文書は山ほどありますからね。

【擁護委員】 最近のケースでは、学校の先生が困ってこちらに相談してきたケース、それは、子どもと先生のトラブルです。学校の方が困って相談してきて、学校にとっても先生にとっても使いやすい制度です。

【会長】 でもこういう制度は、もうかれこれ長くやっているところでは、校長先生とか教師とかからも相談があります。どうしても身動きが取れなくなった時に、第三者で、教育委員会でもない学校側でもない親側でもない、子どもの側で動くという制度なので、結構学校から要請があつて動く場合もあります。

【擁護委員】 前あったのは、不登校の原因が、学校も親もわからないケースがありまして、数か月後にここへ申し立てがあつて、実際に話を聴いていって学校と接触したら、「そういうことがあったのですか」と初めてわかったということがあった。親もわからないし先生もわからないケースで、ここへ来てようやくわかって、そこは割と上手く解決しました。そういうケースもあるので、ぜひ、ここは使っていただくとありがたいです。

【会長】 子どもの権利相談室、子どもの権利ってハードルが高いですが、擁護委員さんの説明によると、何でも OK ですよ、となっていることからすると、権利侵害かどうかということは、擁護委員や相談員が判断すればよいので、子どもたちからすると、ハードルを低くするという、それこそ「子ども相談室こころの鈴」ということを、もっと前面に出してやっても良いのではないかと思います。

【擁護委員】 こちらから出張もしますから、小学生、中学生はここまで来られませんので、こちらが出向きますから、電話いただければ行くようにしています。

【会長】 校長先生には特に、教職員の多忙化の中で、教職員の負担をどう減らすかといふことに、いつも頭を悩ませていると思いますが、深刻になる前に「こころの鈴」が少し動いてくれるとずいぶん違う方向になる場合が結構あります。最終的には、子どもなのです。だから、親も子どもがどう考えているか、子どもがどう思っているかというところに、目を向けるので、そういう意味でも重要な制度です。まだ新しい制度ですから、国際的にもまだまだです。

そういうことなので、どういうふうな松本らしいオンリーワンを作っていくか、これからなので、大いに活用してもらえれば、と思います。

【委員】 私のやっている「はぐるっぼ」でも、チラシとこのカードをもらっていて、元々来ている子どもたちは、苦しい思いをしてきている子が多いので、渡しました。そうしたところ、「見たような気がするけど」と言う。「誰が行ってもいいのだよ」と言うと、お母さんも「そうなのですか？」と、子どもも「大事に持っていよう」という子がたくさんいるので、学校だけではなく、子ども支援をしている施設などにもどんどん配って周知していくのが良い。

【会長】 周知されればされるほど、今の体制では大変になる。早めに体制強化していくことが重要だと思う。ちなみに、いじめ防止の基本方針を各自治体でたてるのですが、そこに子どもの基本条例をちゃんと位置付けてやっているところは、そもそも持っているところがそんなに多くないので非常に重要ですが、相談窓口が多すぎます。

この間も、もらったらあまりにも多すぎて、もっと絞り込んで欲しい。これだってこんなに載せなくても良いというか、載せ方でも、福祉課のところでも、同じ電話番号なのに、こんなに色々な項目があったら、逆に戸惑う部分があって、もう少しアクセスをする側の身になって広報しないと、あまりにも沢山あると、子どもたちは子どもたちで、どこに電話してよいかわからない。

それだったら、子どもの問題、子ども自身が悩む問題は、まず「こころの鈴」として、「こころの鈴」の場合、ちゃんと話を聴いた上で、たらいまわしにするのではなく、子どもの納得を得てもっと良いところを紹介する。

する側の方が、される側ではなくてする側の方からの部分でどうしたら良いかという、やっぱりする側の声を聴かないと、なかなか上手くいかないということになるわけで、この辺をぜひ検討してほしい。

その次にいきます。こども福祉課や保育課、人権・男女共生課の取り組みについて、いかがでしょうか

事業のところ、せっかく計画にのって、こども福祉課が口頭で説明してくれたけど、事業の中に入っていないものが結構ありますね。どこかほかのところに入れて、外で実施しているのですか？

【事務局】 はい、今回、協議事項1の資料ですが、施策の方向3の「相談・救済」についての市の事務事業について、概要を資料として掲載していますが、本来は本日、27年度から取り組んでいるほかの施策の方向1から7までの各事務事業について、整理したものをお配りできればよかったのですが、冒頭、会長がおっしゃったように、今年度から始まった新規事業もあって、その調整で最後のところで31年度の目標事業量等々で調整中です。

その関係もあって、全部の事務事業が本日は紹介できないですが、その中には、もちろん「あるぷキッズ支援事業」についても入ってきますので、概ねこの次世代育成支援の行動計画なのですが、事務事業をまちづくり推進計画の中の行動計画ですね、行動計画というのは事務事業の詳細な概要になるのですが、これが引き継いでいく、あるいは新たな事業が加わっていくということになっていきますので、今日は申し訳ありませんが、次回か間に合えば郵送で委員の皆さんに行動計画事務事業をお送りしたいと思っています。

【会長】 ほかに、いかがですか？

【委員】 先ほど、松本市いじめ防止等基本方針の説明を受けたときに、突然 PTA という言葉が入っているな、と思って、PTA と連携して、というような言葉が入っていたので、なかなか PTA が子どものいじめにどう関わるかとか、そのようなことは、PTA も毎年毎年会長が替わるし、役員のメンバーも替わるので、なかなかこういうことが継続的に、子どもたちのいじめの支援を PTA がバックアップしてやっていくという認識が、ずっと繋がっていくのは難しいのではないかと思います。

ここはとても良い機会だと思うので、子どもたちの権利を守る「こころの鈴」のような機関があるということを、出来れば役員がきちんと知って、たとえば相談を受けたときに、こういう窓口があるから行けば良いよというような情報を共有することが大事だと思います。持ち帰って役員に周知したいと思います。

【会長】 他にいかがでしょうか。

保育課の事務事業のところで、保育園の相談事業とある。すでに全園で実施していますよね。今後、継続実施といったときに、どういうふうに実施したという自己評価は、すでにやっていることをそのまま継続実施しますよと、実際に保育園の相談事業で何が考えられるのか、実際に保育士たちも仕事が沢山あるのですよね、そういう中で、子育て中の保護者からすると、子育ての悩みっていっぱいある。それを、保育士が相談事業をやる。しかも、地域の子育て中の保護者の相談もやるっていうと、その園が地域との関係をもってやっていくのって、実際可能ですか？

【事務局】 送迎で必ず保護者が来るので、その中で、こういうことがあった、保護者の相談というのは、「こういうことが園でありました、うちはこうです。」っていうささいなことからも相談になります。そう考えています。

【会長】 実際に、どういうことを、たとえばこういう条例ができて、この間ずっと取り組んでいることですよね、取り組んでいることを、この条例が出来たことによってさらに進展させる事業としては、どういうことにもう少しポイントを置けばよいのかということに、もっと自覚的にならないと、条例は生きてこない。

さらに、実際、職員の研修ということについて、どういうようなところを、もう少し研修でポイントにして行けば良いのか、ということを、保育士たちと行政が話し合って進めるということは、僕は弱いのだと思う。だから、相談事業を実際にやっていることを継続しますよ、ということだと、こういう計画を作ったり条例を作ったりということは生きてこない。

すると何を、というと、僕が答えを持っているわけではなくて、決して追及しているわけでもなくて、ともにそういうことを考えていかないと、結局こういう条例を作ったり計画を作ったりということは進展しないのです。

継続実施と書かれていることについては、ある意味では非常に不満で、行政としては仕方がないのかもしれないですが、問題は、我々としては、そこのところをどうやって進展させるか、行政と保育士なら保育士と我々と市民を入れて考えて一歩でも進めていかなければいけない。

そういう姿勢だということをおわかっていただきたい。

いま、たまたま保育課のことを言いましたが、他の担当部署もそうです。

これは、そういうことでやったら、自己評価はみな A です。保育課含めてやっているし、研修でも

こういうふうを受け止めてやっている。

でも、条例が出来て、計画が出来たときに、こうやって一歩進むのかということを、お互いに自覚していかななくてはいけない。

これは、行政が一生懸命やってもだめで、最終的にこの場合は、保育士にどうやって伝わるかということです。そういうのをここでやっていきたい。

いま、決して行政がだめだと言っているわけではなくて、そういうことを考えていかななくてはいけないので、私たちは、学校の問題が結構出ていますが、こういう条例が出来てこういう計画で、それは、我々はずっと、条例づくりから共有してきたのは、子ども支援と同時に親支援でもあるし、教職員支援でもあるし、子どもに関わっている人の支援なしに、子ども支援は成り立たない。ということの中で、ではこういう計画をする中で本当に、教職員支援とどうつながってくるのか、ということを、ちゃんと検証できなければ、数値目標達成しましたね、とか、継続してやっていますね、で終わってしまう。

だからこそ、我々はより、子どもと現場とか取り組みとか子どもの意見とかを基にしながら、議論をしていかなければいけない。

非常にチャレンジングなことを皆でやろうとしています。余計なことを言いました。すみません、ほかにいかがですか、相談、救済のところ、全体に関わります。

【委員】 協議事項の資料をみて、実施計画の2のところで、相談機関の充実と「こころの鈴」との連携がうたわれていますが、いま、会長の話や、子どものいじめの関係や「心の鈴」の現在の様子から、学校との連携が見えてきているし、徐々に上手くいっているような報告がありましたが、4ページを見ると、ここに「連携」が謳われていますが、実績報告と活動報告で、31年度目標もそこにとどまっているので、なかなか難しいことだとは思いますが、連携を進めるための施策がもう少し必要だと思います。あるいは、「こころの鈴」も大変頑張っている姿が見えていますが、他の相談機関との連携だとかそういう事例とかはありますか？

【相談室長】 たとえば、「はぐるっぼ」から、そこでもらったチラシを見て電話をかけてきたお母さんがいました。職員さんと話す中で、同じ人だったということがわかったことがありました。

また、「まちかど保健室」とも、連携するとか、子どもたちの性の問題はなかなか難しく専門性も大事なので、連携しています。

また、虐待の事案については、すぐこども福祉課っていうように、私たちも生命の危険があるので、こういうのがあると報告し、あるいは、虐待が疑われるような問題が、相談の中で出てくると、すぐこども福祉課に問い合わせをしています。以上です。

【会長】 連携、協働って意味では、ここにいるメンバー、実際にそれぞれの相談室で、子どもに関わるどういう取り組みをしているか、どういうケースがどうなっているかということを、年に1回でも2回でも良いから、やるだけでもずいぶん違いますよ。

いわゆる、子どもに関わる相談業務に携わっている人や課と1回でも2回でも集まって、自分たちがどういう役割をしているか、どういう取り組みをしているかということを、お互いに知るだけでもずいぶん違いますよ。

連携協働とは、それぞれがそれぞれ一生懸命にやっている。横のつながりというのは、その自治体で

もなかなかないものです。

そういう機会を子ども部の方で設定するだけでも全然違ってくる。

さきほど、こんなに一杯あってよくわからないと言いましたが、実際にはそれぞれ役割というものがあり、それなりの棲み分けが出来ている。それをそれぞれが自覚するだけでも、こういう場合はここに持っていこうとか、こういう場合はこう連携しようとか、繋がるだけでも全然違ってきますので、ぜひ、子ども相談関係連絡会議みたいなことを、年に1回でも2回でもやっていくと、その手法もそれぞれ、おそらく、いま「こころの鈴」がやっている手法というか、子どもに関わる相談にはすごく重要な手法を持っているので、そういうところをお互いに学んでいく。

一方で、「こころの鈴」の場合はもっと専門的に特化した場合の相談とかはなかなか覚えられない。

いま、こことここと連携してやろうとなっていて、市内で子どもに関わる相談のところが連携するためには、顔を合わせてお互いにどういう取り組みをしているということが持てると、ずいぶん違うと思っています。

なかなか、どこの自治体もやれていない、知っているところはほとんどない。それぞれのところで一生懸命やっているというところで終わっている。

【擁護委員】 去年あったのは、虐待の案件で、こども福祉課の方をお願いしたけれど、もっと早く、とにかく早く連絡して来いと言われた。

ただ、ここの手法は、電話が来たら、よく気持ちを聴いていくということを中心にしていて、虐待が疑われても、すぐそこで専門に任せるという、そこがワンクッション置かなくてはいけないという気持ちもあるし、と言って、虐待はそんなことを言っていられないということもある。

会長の言うように、お互いの気持ちを通じ合わせていかななくてはいけないのは、よくわかります。

【会長】 他にいかがでしょうか。

【委員】 去年から子どもに関する条例が出来たということは、いろいろな会議に行ってチラシをもらって、条例が出来たということは知っているが、実際、その条例に従ってどういうふうこれから進んでいくか、進んでいかなければいけないかということまでは、把握できていないというか、会長の言う通り、保育士なども相談を受けているけれど、条例によってもっと踏み込んで、じゃあこういうふうにつてことまでは言わないというか、わかっていないのではないかと、他の皆も含めてですが。

だから、やっぱりこれから、条例が出来たことはわかったけれど、もう一歩踏み込んで、この条例を、これから先、子どもに対してどういうふう活かせて取り組んでいくか、私たちも勉強していかなくては行けないと、すごく感じました。

やっぱり共通していろいろな部署と話し合うことは必要だと思いました。

【会長】 ただ、たとえば、民生委員の仕事が増える、教職員の仕事が増えるっていうことではない。繋いでいくということ。そのことが重要で、全部自分で抱えて、その条例を活かしてもっと子どもの相談を受けなさいということではなくて、そういうことを繋いでいくという役割。

子どもとの向き合い方のところで、少し変化が生ずるとか、そういうことがすごく大きいので、おそらく多くの人たちは、繋ぎ役といいますか、そういう役割が非常に重要になってくると思います。

とにかくいま、親もそうだし教職員も、子どもに関わる人たちもそうだし、行政の職員もそうですが、一杯抱え込まない。これ以上どんどん抱え込んだらきりが無い。

出来るだけ、色々なところと連携しながら、皆の力を借りるというのが良いと思う。

意向をちゃんと踏まえる。これが実は、解決するときの子どものエンパワメントになります。

大人が勝手に子どもの思いを忖度してやっても、子どものエンパワメントからすれば、自分の意思をちゃんと受け止めてもらって、問題解決の方向に行くということの方がはるかにエンパワメントが高い。そういう受け止め方または向き合い方を「こころの鈴」が心がけている。

あとどうですか、はいどうぞ。

【委員】 擁護委員さんから、親からの相談の方が多いとありました。子どもからの直接相談件数が増えると良いと思いました。それと、親同士で話すと、児童館の先生などで友達が働いているケースがある。すごく悩んでいる人がいて、そこで、その現場で、口で終わらせるのではなくて、とても良い相談窓口があるよと、親でも出来ることがある。

「こころの鈴」っていうのがあって、どんな相談でも受けてもらえるということを、親とか、教育関係の人たち、保育園の先生、幼稚園の先生、学校の先生、放課後の居場所の先生たち、皆が悩みを受け止めて、それを繋ぐという意識があるだけでも、ずいぶんこの条例が進むと思います。

なので、相談連絡会議というのもやりたいことのひとつですが、「こころの鈴」のPRを当事者意識を持って、沢山窓口がある、どこへ連絡してよいかわからないと止まってしまうのではなくて、まずは親でも子どもでも、「こころの鈴」を紹介してあげられるような方向に持っていきたいと思います。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 子どもからの相談を増やしていくという方向で、先ほどから話をしていますが、子どもたちが。「こころの鈴」を周知するという点に関して、部課は違いますが。農政課で毎年やっている「親子で手作り料理を楽しむ」というような取り組みがあって、学校へ担当者が来て子どもたち相手に話をしてくれたり、昼のテレビ放送で全校一斉に流したりしながら、PRをしている。

せっかく「こころの鈴」も動き出しているところなので、何らかの形で学校に直接来て子どもたちに話をしたり、小学校の職員だって説明不足という反省も出ていたようにおそらく十分理解していないだろうから、職員も含めて直接話をしてもらうのが良い。

おそらく松本の全小中学校、人権月間、仲良し月間といった月間を設けて、人権や仲良くすることを全校を挙げて考えましょうという取り組みをしている。

そういうところに、タイミングもあると思うが、機会を捉えて、朝の15分話をするとか考えたらどうかと思う。

いろいろなところで、子どもに対して応援してくれる、学校に対しても応援してもらえるとありがたいと思いながら、話を聴きました。ありがとうございました。

【委員】 地区の公民館では、人権に関する会を開いている。そういうところでも、良い機会なので、出来ればよいと思います。

それと、子どもからの電話が沢山来れば良いと言っていたが、私は親からの電話がすごく大事だと思

う。親が安定することで子どもがすごく良くなることがあるので、親が落ち着いて来ると、子どもが学校へ行かれたということもあるので、親の安心というものをすごく大事にできたらと思います。

私もこの間来た方には、親が仲が悪くて離婚したいと言っているところの子どもが、パニック起こして大変だけれど、だからといって親のことを私たちの手には負えないので、彼らには「こころの鈴」も紹介しました。

【会長】 ありがとうございます。少しずつでも前進していますので、これを一層、こどもたちにとってふさわしいものにしていくということで、今日出た意見なども参考にして進めて行かれたらと思います。

【委員】 一言良いですか。学校指導課で、いじめ防止等に関する基本方針で、丁寧に作っていただいて、とりわけ最後のページには、重大ないじめが起こった時の対応手順、その前には法律とかいろいろな配慮をして検討した結果だろうと思いますが、この手順は、どのような思惑で検討されているか、その話を聞きたいと思います。年2回くらいは重大な課題を取り上げられているのか、それとも形だけのものなのか？

【会長】 こういう事態は起こらない方が良いです。重大な事態とはどういう事態かということを示しています。自らの命を助けるか、そういう重大な事態になった時、こういう手順でやるということで、基本的には学校関係者や教育委員会とすれば、こういう事態が起こらないように回避する。起こった場合にはこういうふうにやるということで、起こらないようにどうするか。予防策ではないが、どういうところを大事にしてるのかということで、起こらないところが大事です。

【委員】 わかりました。

【会長】 この基本方針は、国のいじめ防止対策推進法よりは良いですよ。国の法律は期間法ですので、こちらの方がはるかに良い。

【委員】 そうですね。

【会長】 さて、それでは時間になりましたので、子ども未来委員会の報告については次回の委員会をお願いします。以上で終わります。